

第10回

美しい日本のむら 景観コンテスト

美しい日本のむら景観コンテストは、地域の人々の努力を背景として支えられている日本を代表する農山漁村の美しい景観を表彰するものです。

ここでは、農林水産大臣賞をはじめ、選定された二十七地域の美しい景観を紹介します。



「日本の渚・百選」について

「日本の渚・百選」は、平成8年から「海の日」が国民の祝日となったことから、その機会に「海」の持つ重要な役割を改めて広く国民に認識してもらうとともに、海の恵みに感謝し、海を大切にする国民の心をはぐくむことを目的として、全国から、景観資源としての特色、海岸保全及び環境保全等の対策、生活者との深い関わり合い等の観点から、優れた「渚」を選定したもので、農林水産省、運輸省、建設省、環境庁(すべて当時)などの後援を受けて実施されました。



「日本の渚・百選」の例

(写真上:山形県 由良海岸(鶴岡市))

(写真下:宮崎県 日南海岸(宮崎市、串間市))

歴史的価値を有する砂防設備の保存・利活用による地域活性化

近年文化財登録が増加している歴史的砂防設備について、文化財に相応しい適切な維持管理、周辺の一体的整備等を実施し、豊かな自然環境と地域を守り続けてきた砂防の歴史にふれる自然体験学習の場として活用することにより、地域の活性化に寄与する。



周辺環境と調和した歴史的砂防設備



周辺は散策ルートに



親水空間の整備



砂防の歴史を伝える



資料館等の施設整備と連携

「道の駅」における情報提供・案内について

1 「道の駅」の概要

「道の駅」は、道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供するとともに、地域連携の拠点となる施設として、地域の自主的な取り組みと発意に基づき、市町村等と道路管理者が協力して設置するものである。

2 「道の駅」の登録数

平成5年度より登録を開始し、現在までに全国で649駅の「道の駅」が登録されている。

3 道の駅での情報提供・案内

「道の駅」は、道路の休憩施設であると同時に、道路利用者と地域の接点として交流の核となる施設でもあり、「案内・サービス機能」を設置し、情報端末やパンフレット等によって各「道の駅」の特性に応じた情報提供を行っている。

「道の駅」で提供している情報内容

道路情報 **近隣の道の駅情報** **近隣地域の観光情報** **緊急医療情報** **気象情報、災害情報**



「道の駅」における情報提供・案内コーナーの事例

自然体験型観光の振興

環境省では、我が国の傑出した自然景観を有する国立公園をはじめとした自然公園を保護、整備し、重要な観光資源でもある自然環境の保全とともに、国民の自然とのふれあいのニーズや国の内外の自然体験型の観光ニーズに対応してきたところ。

また、環境省では、近年の国民のより本物の自然、地域固有の自然を求める国民の志向に応じ、また自然環境の持続的な利用を進める観点からエコツーリズムに関する取組みを行ってきたところ(前回報告の通り)。

環境省としては、今後とも、自然環境の保全と健全な利用を推進する施策を講じ、自然体験型観光の振興に寄与する所存。

具体的施策の事例

適切に自然を体験する観光活動の推進のための自然公園等の既存ストックの観光資源への活用

自然公園等事業の実施

全国の国立・国定公園等においては、阿寒、日光、箱根、上高地、阿蘇、雲仙など、国内有数の観光地において自然体験型観光の場を整備。

特に、観光拠点においては、自然体験活動の拠点となるビジターセンターを整備し、観光客に対して自然ガイドによる自然体験の機会や各種の自然情報を提供するとともに、ビジターセンターを中心に自然を体験するための園路や歩道の整備や、駐車場、公衆便所、キャンプ場等の基盤施設の整備を推進。

なお、エコツーリズムの推進をはじめ、自然公園の観光への活用など、自然環境を観光資源として持続的に利用していくためには、自然公園法に基づく適切な管理に加え、事業者等による自然環境の保全に配慮した自主的なルール作りの促進が重要。

自然体験教育の推進

国立公園パークボランティアの活躍

国立公園の利用拠点を中心に、観光客などに対して自然解説活動等を行うボランティアを募集し、国立公園における自然とのふれあいを促進。昭和60年度より開始し、現在23公園36地区で約2,000人が登録。

田貫湖ふれあい自然塾の整備

富士箱根伊豆国立公園の富士山西方に位置する田貫湖において、すぐれた自然環境の中で、自然を体験し、楽しみながら学習できる滞在型の環境共生型施設として、平成12年度に「ふれあい自然塾」を開校。

自然体験や自然学習のお手伝いをするインタープリターが常駐し、富士山麓特有の火山洞窟への案内を行ったり、自然との接触の機会が少なく、自然との付き合い方を知らない人達が野外活動における基本技術などを楽しく学べるような様々な活動プログラムを提供。

子どもパークレンジャー事業の実施

全国各地の国立公園等において、子どもたちを「子どもパークレンジャー」に任命し、自然や環境の大切さを学ぶ機会を提供（文部科学省との連携事業）。平成11年度より開始し、平成13年度は11地区で38回開催して約900人が参加。

自然ガイド等の人材の育成

自然解説指導者研修の実施

自然公園の利用拠点にあるビジターセンター等、日本各地の自然ふれあい施設において、観光客などに対して自然解説活動を行う者を対象に、スキルアップ研修を実施。平成4年度より開始し、これまでに約730人が受講。

NPO法人自然体験活動推進協議会（CONE）との連携・協力

自然体験活動指導者の登録及び活用などを通じて、自然体験活動の普及・促進に取り組んでいるNPO法人CONEや関係省庁と連携・協力し、自然体験活動指導者の育成方策の検討を実施する予定。

環境省におけるエコツーリズムに関する取組

1 環境政策上の位置付け

エコツーリズムは、
地域固有の自然や文化とふれあい、その理解を深めること
自然環境の持続的な利用により、その適切な保全を確保すること
それらを通じて地域経済の活性化や地域づくりに資すること
の相補的な3つの目標を掲げ、自然との共生を目指すもの。

2 エコツーリズム導入のために必要な具体的な取組

具体的にエコツーリズムを導入するに際しては、対象地域の住民の理解・協力と主体的な参画が不可欠であるとともに、次のような取組が必要。

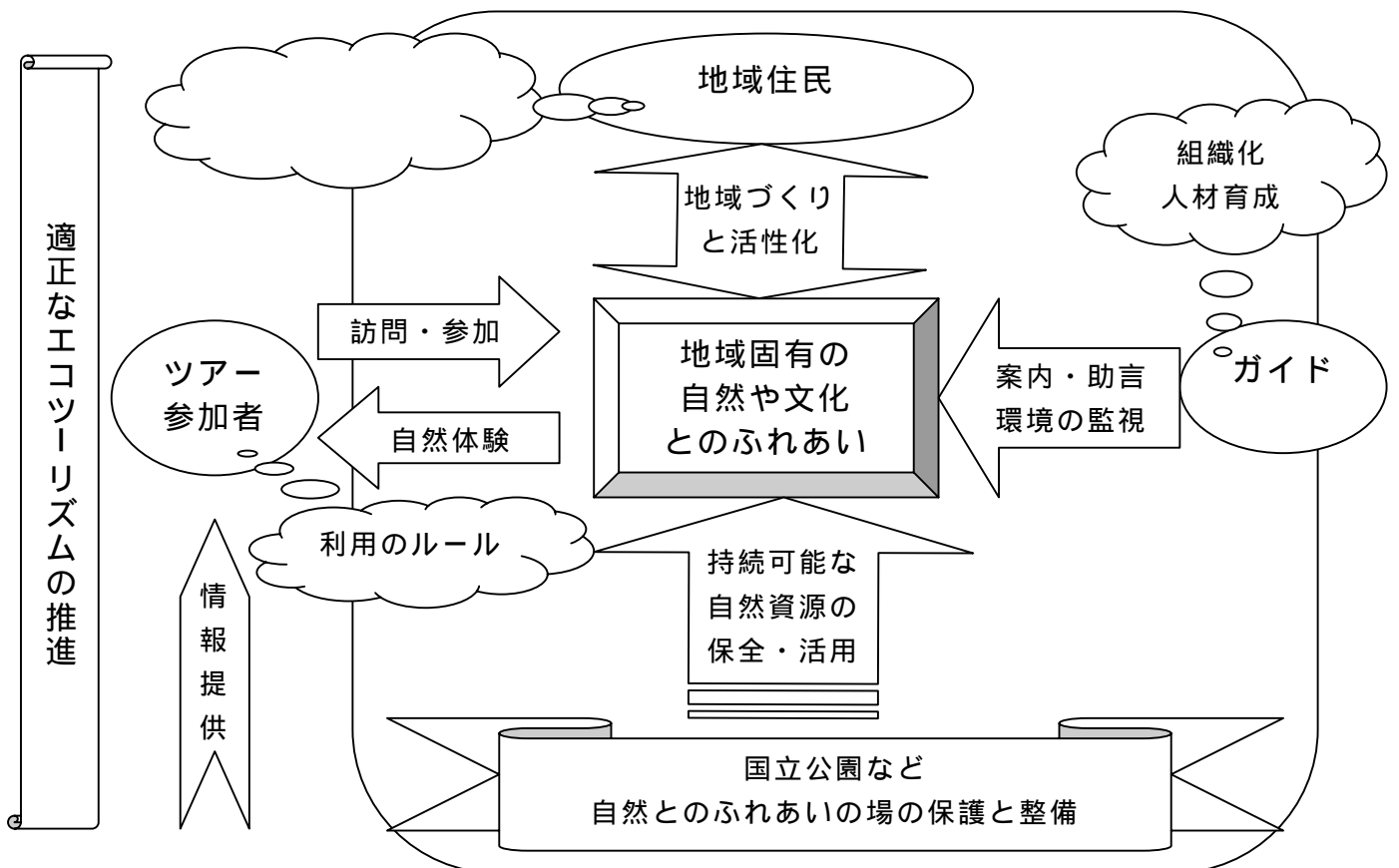
地域固有の自然資源等を掘り起こし、魅力的な観光資源として提供するプログラム開発

自然資源等を紹介するガイドとして地域の人材を育成・確保

自然環境を保全するためのルール作りと環境の監視

上記取組を継続する地域における運営体制づくり

等



3 環境省における従前の取組

環境省は、早くからエコツーリズムに着目し、国内の国立公園などにおいて、エコツーリズムを導入するための具体的な手法開発に関する調査研究等（H2～8, H12～14）をモデル的に実施。

例えば、沖縄県西表島においては、以下の取組により島内におけるエコツーリズムの普及啓発、地域主導の取組への意識を醸成（H3～8, H12～14）。

- ・ エコツーリズムに関する地元説明会の開催
 - ・ 地域関係者ととも観光資源マップの作成（地域資源の宝探し）
 - ・ モデルツアーの実施
 - ・ ガイド育成のための講演会の開催
- 等

この結果、全国に先駆けてエコツーリズムに関する地域組織（西表島エコツーリズム協会）が誕生し、現在では国内有数のエコツーリズムサイトとして成長。

また、国内唯一の全国組織であるエコツーリズム推進協議会（会長：愛知和男）の設立時から現在まで、関係行政機関としての助言や、同協議会主催の国際大会に対する後援名義、地球環境基金による助成等を通じて支援。

4 今後の取組

本来、自然との共生を目指しているエコツアーにおいても、自然環境の保全への配慮が不十分な事例も指摘されはじめており、持続可能な利用手法の開発に関する調査研究やエコツーリズムに関する普及啓発等の取組みを一層進める必要。

沖縄県地域を対象とした新たな沖縄振興特別措置法においては、以下のような適正なエコツーリズム推進のための枠組みを位置付けたところ。

- ・ エコツーリズムを推進する事業者間での自主的なルール作り
- ・ 沖縄県によるその認定、公表

現在、西表島において、シーカヤックなどによるエコツアーが急増し、自然保護上の問題や地域の暮らしとの軋轢も指摘され始め、自主的なルール作りの動きも始まっているところ。

このため、エコツアー実施上のガイドライン（自然環境の保全や地域への配慮のルール）の検討等により、モデル的にこの取組を支援（H13～14）する予定。

沖縄県において先導的に適正なエコツーリズムの推進を図り、将来的には全国的に展開。